

議会運営委員会記録

令和8年2月6日（金）
開議 11時 52分
閉議 12時 35分
全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、久保田書記

議 題

- 1 令和7年12月定例会議での問題点や課題等の検討結果について 資料1
- 2 令和8年3月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）について 資料2-1、2-2
- 3 浜田市議会申し合わせ事項等の一部改正について 資料3
- 4 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 52 分 開議]

○岡本委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。西田清久委員からは欠席届が出されているので、了承されたい。

1 令和7年12月定例会議での問題点や課題等の検討結果について

2 令和8年3月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）について

○岡本委員長

議題1及び議題2についてを一括議題とし、事務局から説明を求める。

○下間局長

資料1について、1月20日の議会運営委員会で1項目ずつ検討した。左から3列目のピンクの枠のところに検討結果を記載している。朱書きの部分が決定した事項や注意していただきたい事項などであり、青書きの部分が会派の持ち帰り案件である。委員会の中でも委員長から言われたが、既に定めていることを重視すれば規定等の改正をする必要もなく対応できるものもいくつかあった。

続いて資料2-1について、先ほどの検討結果によって、3月定例会議に向けての決定事項などをまとめている。

まず、一般質問について、1番目の質問項目数については、小項目は全体で30項目以内とする。2番目の質問時間については、3月定例会議では議員の持ち時間は30分としつつも、答弁時間と合わせて原則60分とし、議長判断で最長70分まで認めることとするが、持ち時間30分を担保するものではない。これは、3月定例会議において試行的に実施をする。3番目のその他については、「個人名（議員・職員を含む）は発言しない」ということに決まったが、この後、議長から意見がある。4番目の持ち帰り事項として、説明用補助資料の枚数制限や内容等のルール化については、後ほど会派の意見を踏まえ、本日決定してほしい。5番目の遵守すべき事項については、新たなものではなく、既に申し合わせで定めてある内容であり、今回の振返りを踏まえて改めて皆に認識を持っていただきたい事項であり、特に注意してほしいところを朱書きにしている。改めて議員の皆に認識してほしいので、会派でも必ず伝えられたい。

議案質疑について、事前通告制の導入についても持ち帰りとしているので、この後、会派の意見を踏まえて本日決定をお願いする。2番目の遵守すべき事項に記載している内容についても、既に規定している内容ではあるが、特に認識してほしいところを朱書きにしているので、必ず読んでおいてほしい。3番目の委員会審査について、新しくルール化するものはなかった。委員会が長時間化しているという意見が多くあったが、次回で質問数の制限はできないため、各自が円滑な議事運営に努めるということである。

続いて、請願・陳情について、新しくルール化するものはなかったが、請願・陳情等取扱要綱があるので、そちらに基づいて対応をお願いします。

その他について、1 番目の議長・委員長の権限行使ということで、議長には会議規則にある発言の許可や禁止、時間等制限、一般質問の許可といった議事整理権により円滑な議事運営を行ってもらおう。2 番目の予算決算委員会については、9 月の決算審査と3月の予算審査は午前9時から開催する。

以上のようにまとめたので、この後、特に朱書き部分について十分留意して3月定例会議に臨んでほしい。

続いて、資料2-2について、会派持ち帰りの案件2件について、各会派から提出してもらっているのので、それぞれについて本日決定してほしいのでよろしくお願いします。

○岡本委員長

先ほどの事務局長の説明の中に、議長から、前回決まった「個人名を発言しない」ことについて意見があるとのことだったので、発言を許可する。

○澁谷議長

前回の議会運営委員会において、個人名を出さないよう、議員、職員にお願いをした。その後、例えば三浦龍司選手がオリンピックで金メダルを獲ったとき、それを賞賛してもいけないのかという指摘をもらった。余りにも杓子定規に個人名を出すのを禁止するのもいかなものかと思ひ、議員各位の常識的な判断で対応をお願いしたい。

申し合わせ事項の「発言内容の制限」という項目に、「質問や質疑において個人の氏名や法人等の名称を明らかにすることにより、その個人や法人等が不利益を受けるおそれのある発言は自粛すること」とするようになっている。是非、議員各位の良識ある判断をお願いをする。

○岡本委員長

このことについて、委員から何かあるか。

○遠藤議員

議員の良識に任せてしまうと、勝手に個人名を出される方がいる可能性がかなり高いので、駄目なものは駄目とした方が、本人は個人の名誉毀損のつもりはないと言う方もいると思うので、そこは厳格に定めておいた方が良いのではないかと思います。

○澁谷議長

遠藤議員の提言を重く受け止め、少し検討したい。3月定例会議は申し訳ないが、今私が申し出た方法で進めさせてもらい、その様子を見てまた相談させてほしい。

○笹田副議長

今、議長が言ったように進めるが、申し合わせがある以上、議長はそのような発言があったときには制止すると思う。ただ、賞賛する場合に個人名を使うという形で整理されると思う。

○足立委員

先ほど議長が少し例を出したケースも含めて、賞賛することに関しては個人名を

出しても良いかと思うが、問題提起や指摘事項等に関しては、個人名を出さないというこれまでの流れを、各議員が再度確認するべきだろうと思う。個人名については、議長が言われた形をより深い形で明確化したら良いのではないかと思う。

○大谷委員

長くはしないようにするが、原則は「個人名を出さないものとする」が良いと思う。ただし書きとして「賞賛する場合はこの限りでない」を書き加えれば、足りると思う。

○岡本委員長

個人名、議員名や職員名については今言われたとおりで、活躍された方の氏名については、良いのではないかとこのところで整理されている。また、遠藤議員からも提案がある中で、議長団及び議会運営委員会正副委員長で検討しなければならないと思いき課題とし、とりあえずは議長が言われた方向で対応したいと思うが、それで良いか。

(「はい」という声あり)

それではそのように対応する。

次に、会派への持ち帰りの案件について各委員に報告をし、決議したい。まず、議案質疑の事前通告性の導入についてである。これまで事前通告制の可否や、通告書の締切りについて会派での協議結果について報告をお願いします。浜風の郷をお願いします。

○村木委員

1 番の事前通告制の可否については可とする。ただし、当日、軽微なことや、他の議員の質疑により新たに生じた疑義については、その場で議長の判断により質疑を認めることとしている。2 番の通告書の締切日については、11 時までということで、事務局の事務的な時間も考慮している。正午にしなかった理由は、昼休みを考慮している。3 番のその他については、事前通告制の例外として、軽微なことや、他の議員の質疑により新たに生じたことについては、議長の判断で質疑するものである。

○岡本委員長

創政クラブをお願いします。

○大谷委員

事前通告制については賛成する。締切り時間については、どの時間帯が適当か判断しかねるが、事務局もしくは他の会派の意見に従うつもりで、前日の執行部が対応可能な時間としている。その他については特になし。

○岡本委員長

市民クラブをお願いします。

○小川副委員長

事前通告制は、可とする。執行部の負担と効率的な運営のためである。その締切りについては、皆の意見で同調するので、この点については特にこだわりはない。

その他として意見があったのは、3 月定例会議を検証して、もし支障がある場合には、回数制限等も再考すべきかもしれないという意見があった。また、既に市が政

策や事業を執行して確定している事項、あるいは行政処分をして決定している事項、それと過去に決定している行政判断や事業執行、この見解を求めることはできないこととした方が良いのではないかという意見が、その他の意見としてあった。

○岡本委員長

公明クラブお願いします。

○柳楽委員

事前通告制については、可で良いと考えている。締切りは、12時までとしているが、提出した後に執行部に送るなどの作業があると思うので、浜風の郷が出している11時ぐらいが良いかと思い直した。その他は特にない。

○岡本委員長

各会派から意見をもらったところで、一つずつ確認をしながら決めたい。1点目の事前通告制については、各会派とも可であると認識した。

遠藤議員、このことについてどうか。

○遠藤議員

スムーズな議事進行のためには、事前通告にしておいた方が良いかと思いい賛成である。

○岡本委員長

議案質疑について、軽微なことや、他の議員の質疑により新たに生じた疑義については、その場で議長の判断により質疑を認めることについてはどうか。

浜風の郷から、一応は事前通告制ではあるが、その場において若干のことは良いのではないかという意見であったと判断しているが、そういうことで良かったか。

○村木委員

そのとおりである。

○足立委員

少し補足をすると、通告されたものに対して、その通告内容に対して他の議員が議義を感じたときに、議長判断で追加の発言ができるという解釈である。

○柳楽委員

そういう場合もあるかと思うが、その案件に関する所管の委員会にいる議員は、委員会でしっかりと質疑ができると思うので控えてもらうという形で、議案質疑について申し合わせがあったと思うので、しっかりと頭に置いてやるのは良いかと思う。

○大谷委員

疑問の点があった場合も、そこで終わりではなく、常任委員会や予算委員会で審議の場はあるので対応できると思う。事前通告について決めるのであれば、事前通告に限った方が良いのではないかと思う。

○小川副委員長

事前通告制を導入するだけでも、かなり執行部の負担は軽減される部分があると思う。今、委員が言ったところは、確かに可能性としてあり得るところだと思うので議長の判断で認めるかどうか、関連していればある程度柔軟性を持たせても良いと思

った。

○岡本委員長

議案質疑については、担当委員会で審査するので、案件に関する所管の委員会にいる議員は質問しないようにしようというのが大きな流れであった。浜風の郷から、当然事前通告したとしても、その答弁についてどうしても聞いておきたい、自分は担当委員会ではないということであれば、そこは当然市長に聞くことになるわけで、発言は良いのではないかと受け止めている。最終判断は、先ほど小川副委員長が言うように議長の判断に任せると思われるので、その考えで進めてはどうか。

(「異議なし」という声あり)

そのように進めさせてもらう。

通告の締切日の時間について様々ある。私から皆に提案であるが、午前 11 時までという案について、皆の考え、結論がほしいが、どうか。

○大谷委員

事務局側が適当と思われる時刻を聞かせてほしい。

○下間局長

前日の 11 時が望ましい。

○岡本委員長

前日の 11 時で良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、11 時で決めさせてもらう。遠藤議員、良いか。

○遠藤議員

良い。

○岡本委員長

一般質問説明用補助資料について、各会派から報告をお願いする。1 番は枚数制限、2 番は内容の制限、3 番はその他について発言をお願いする。浜風の郷お願いする。

○村木委員

1 番については、原則 15 枚以内とした。理由としては、先ほど決まった 30 項目とがあったので、15 枚が妥当ではないかといったところである。2 番については、写真、グラフ、図表、地図等の視覚資料を基本とし、文字は見出しや引用、出典、その辺かと思っている。長文説明や質問の掲載は認めない。その他について、操作の関係だが、いろいろタイミングの問題もあったりするので、質問者本人が操作することで、会派としては決まったところである。

○岡本委員長

創政クラブお願いする。

○大谷委員

枚数については、所要時間を踏まえながら、30 分ということであれば最大 10 枚が適当であろうと思う。文字については画面で示されたとしても、なかなかその場で判読しにくいし、説明すると補助となりにくい面もあるので、グラフ、地図、写真に限

る。本人操作については、現在もそうなっているので、その意味でなしとしている。

○岡本委員長

市民クラブお願いします。

○小川副委員長

議事録に残す必要があるということを重視して、枚数については具体的な数は言っていないが、ボリュームを制限すべきではないかということである。内容についても質問事項に直接関係するものに限定するというので、実際、質問のときに全く口頭説明がないものについては使用すべきではないという考え方である。総論的に言うと、一般質問の補助資料は事務局の負担にならないように配慮することが必要ということで、その他の意見としている。

○岡本委員長

公明クラブお願いします。

○柳楽委員

枚数の制限は特にしないことにしているが、提出した資料については、自分がやり取りをする中でこれが必要と考えると思うので、必ず出されたものについては使用するとなると、枚数もそれぞれ決まってくる、そんなに多くはならないと思っている。資料の内容だが、あくまでも議員の説明を補助するものであるために、グラフ、図形、写真、地図などとしたい。その他だが、補助資料に文章が書かれていたり、そのものを説明するというやり方にならないように、あくまでも補助として使うので、自分の発言の中で、ぱっと見て分かりやすい部分を抜き書きをすとかの方が良いのかと思う。そこに映っているものをそのまま説明するということでは、ちょっと分かりにくいと思う。

○岡本委員長

各会派から、制限については、おおむね制限すべきと判断ができるだろうと思っている。枚数で浜風の郷の15枚、創政クラブの10枚、市民クラブ、公明クラブは制限すべきということで、30枚から落として、どれが妥当かは言えないので、とりあえずは私から皆へ提案になるかもしれないが、浜風の郷から15枚という枚数が出たので、一応15枚という一つの区切りでさせてもらうことが、とりあえずの状態かなと思っているが、どうか。

(「異議なし」という声あり)

15枚以内とする。遠藤議員、どうか。

○遠藤議員

ただ「見ておいて」というような資料が乱立することは、良くないことだと思っているので、配置とか文字だけにならないように、皆工夫されると思うので、15枚以内で良いと思う。

○岡本委員長

15枚ということで、この度は進めたい。よろしくお願いします。

次に、内容について、各会派、若干視点が違うようである。浜風の郷では、文章

は避ける、創政クラブはグラフ、写真等に限るとか、市民クラブからは直接関係するものに限定する、公明クラブでは、あくまで議員の説明の補助するものだということもある中で、全て皆、言われるとおりでと思っている。このことについて、この場で決めることについては非常に長い議論があると思うので、私からの提案だが、30枚から15枚に移ったということで、これからどのようなことが起きるのかということを見て、次回のところでまた協議するというところでどうだろうかと思っているが、このことについてどうか。枚数は15枚、内容については規定をしないということである。

○足立委員

補助資料であることが大前提であるはずなので、内容を制限しないというのは、一般質問の項目に対する中身については制限しないという解釈で良いか。

○岡本委員長

そうである。一般質問の中身を補助するための資料を出してもらうことで、写真、グラフ、表、地図、いろいろなものが出ているが、私の認識では、執行部の黒塗りの回答をもらったと出されるのがどうなのかと思っているが、枚数が減っているのに、そこまで出してやるのかと思うと、それもないのかと思いつつも、とりあえずどういふところが出るのかということから、一般質問に使う補助資料として、制限はとりあえず設けなくて良いのではないかとと思っている。このことについてどうか。

○大谷委員

補助資料に限るということで良いか。

○岡本委員長

そうである。

○村木委員

委員長が言った「補助資料に限る」というのは、今の規定も補助資料ではなかったか。

○岡本委員長

そうである。

○村木委員

今回見直しをしないということか。

○岡本委員長

浜風の郷は写真、グラフ、地図と細かく示している。それから、文字、見出しについては注記に限るとか細かく書いてあるが、私が思っているのは、執行部の対応について黒塗りのものを過去出されたことがあるので、そういうものが出されることもあるのではないかとと思っているが、とりあえず枚数制限をかけるので、制限を設けなくてやってみてはどうかという提案である。

○村木委員

制限を設けないということは、現行のままということであるか。

○岡本委員長

現行のままということである。

○足立委員

持ち帰りで各会派の意見を聴取して、浜風の郷、創政クラブ、公明クラブに関して言うと、グラフ、写真、図表、地図ということは、4つのうち3つはほぼ同一内容で、あとは本当に細かい話かと思っている。そういったところを見てみると、22人中17人の方は、補助資料に対して、これが補助資料という認識でいると思われる。今回、これだけ持ち帰ってそれぞれに意見聴取したのであれば、せめて写真、グラフ、図表、地図というところ限定をされるべきだろうと思っているが、それについて、創政クラブと公明クラブも多分同一だろうと思っているが、今一度それぞれの会派の意見も聞きたい。

○岡本委員長

各会派、公明クラブから、このことについて確認をしながらこれを諮りたい。

○柳楽委員

資料にあるとおりで、これぐらいの説明資料が分かりやすいのかと思う。

○岡本委員長

市民クラブ。

○小川副委員長

私自身の経験で言っても、写真とかグラフとか図表を使った経験しかなく、各会派から出されてといることから、こういったものに限るということで、当然それは質問内容に直接関係するものになると思うので、具体的に入れていただいても結構だと思う。

○岡本委員長

分かった。それでは、創政クラブお願いします。

○大谷委員

大多数が写真、図表等に限るということで合意が図られるのであれば、せっかく宿題としているので、その成果を形にすることが妥当だと思う。

○岡本委員長

各会派の意見をもらい、整理していくと、浜風の郷からの3項目の内容になろうかと思うので、この内容で決めさせてもらって良いか。

(「はい」という声あり)

○柳楽委員

提出された補助資料については、議長が確認をして、それを使って良いかどうかの判断をされるということで良いか。

○岡本委員長

その判断で良いか。

(「はい」という声あり)

そのような形で判断するとのことである。

○遠藤議員

議長が最初に判断するのであれば、おかしなものは上がってこないと思うので、良いと思う。

○岡本委員長

それでは、案としては浜風の郷から出た文言を採用して、この度の議会の補助資料の扱いとしたい。

次に、その他にある操作については、事務局に負担にならないようにというところから、補助資料を出す議員自らするという会派の意見が出ている。このことについては私個人も当然だと思っており、個人が行うという形で良いか。

(「はい」という声あり)

遠藤議員、どうか。

○遠藤議員

結構である。

○岡本委員長

それでは、質問者本人が補助資料の操作はすることに決める。これまでどおりである。

3 浜田市議会申し合わせ事項等の一部改正について

○岡本委員長

事務局の説明をお願いします。

○下間局長

資料3の一部改正の案の申し合わせについて、議案質疑に事前通告制を導入するというので、1番右に朱書きで書いている。「議案に対する質疑は事前通告制とし、質疑をしようとする議員は、議案質疑開催の1日前（市の休日を除く。）の午前11時までに、議長に議案質疑発言通告書を提出するものとする。（ただし、議案の提案と議案質疑が同日の場合を除く。）」なので、追加提案のとき、議案質疑の日に追加提案があると思うが、そのときは事前通告は難しいと思うので、事前通告制ではないということである。なお書きのところ、先ほどの意見を踏まえて四角で囲っているが、通告していない議員も発言ができるようにという意見に決まったので、なお書きのところは生かしたい。「なお、通告のあった議案の質疑終了後に、軽微な確認や新たな議義が生じた場合は、議長の判断により通告をしていない議員の質疑を認めることができる。」という表現にしている。これ以外に、議員が自分の所属の委員会で議案質疑をするのを控えるようにというのは生きているので、そこを守ってもらうことは変わらない。

次に、2段目の全体で小項目30項目以内とするところで、少し理由もつけて書かせてもらった。なお書きのところである。「なお、市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は全体で30項目以内とすることとする。」と案を書かせてもらっている。議長も、論戦を展開するようにと強く言っていたので、そういう表現を入れている。

1 番下の米印のところを朱書きで「通告のあった議案の担当課長は答弁席において随時答弁」と記載内容を変えている。今までは全ての担当課長が控室で控えていたが、今後は通告のあった議案の担当課長が答弁席において随時答弁すれば良いということで、あえて控えなくても良いとは書いてはいないが、そういう意味合いである。

次のページ、補助資料の取扱要領である。改正案を黄色いところに書いてあるが、先ほど 15 枚以内で良いということだったので、改正案としては「資料の枚数は、通告した全ての質問を通して 1 人 15 枚以内とする。」と案を書いている。先ほど「写真、グラフ、図表、地図等のみとする」という意見があったので、2 番の (1) 「資料の使用は、あくまでも説明の補助手段であることに留意する。」となっているが、そこに少し加筆し、「資料の使用は、あくまでも説明の補助手段であることに留意し、写真、グラフ、図表、地図等のみとする。」と改めることで良いか。

(「はい」という声あり)

それ以外のところは変わりなく、(4) 赤枠の「各自で資料を発信する」とか、先ほど意見があった 3 番の (1) 「議長に当該資料を提示して使用する旨を申し出て、議長の承認を受けるものとする。」というのはこれまでもあるので、そこはしっかり見てもらっていると思う。

こういった改正案で良いかどうかを諮ってもらえればと思う。

○岡本委員長

申し合わせ事項の一部改正については、作成した新旧対照表で説明してもらったが、この改正案のとおりで良いか。

(「はい」という声あり)

次に、一般質問の説明補助資料取扱要綱について、全員協議会の意見を踏まえ若干の修正の説明もあったが、改正することで良いか。

(「はい」という声あり)

それでは、本日付けで改正することとし、3 月定例会議から実施をする。事務局は、改正後は S i d e B o o k s 等のデータについて更新後、L I N E W O R K S で全議員への周知をお願いする。

事務局から何かあるか。

○下間局長

配信した資料について、議案質疑発言通告書の案である。議案質疑を事前通告制にするということで案を作成した。一問一答ということで、一つの議案で複数の質疑がある場合は、(1)、(2) と番号を付けて提出してほしい。質疑の順番が気になっており、一つの議案につき二人の議員が提出されたときに、順番をどちらから先に議案質疑をするかについて議長が決めるわけだが、受付順にするか議席番号順にするか決めておいてもらった方が、その都度悩まなくて良いと思うので、事務局としては受付順が公平かと思うので確認したい。また、個人一般質問について、申し合わせ事項の改正について確認したが、個人一般質問の対面型・一問一答方針の導入についても作成しており、先ほどの改正に合わせて連動して改正をしたいので理解されたい。

○岡本委員長

議案質疑の発言通告書は皆に示したとおりの書式になる。順番については、申込み順という説明があったが、そのような形で良いか。

(「はい」という声あり)

そのとおりとする。

○今田委員

事前通告書について、内容が重なっていた場合は、各自の議員の裁量に任せ取り下げるということで良いか。

○下間局長

事務局で取り下げるとはしないので、通告としては一旦提出するが、質問内容も実際の本会議に入ってみないと全く同じかどうかは分からないと思うので、先に質問した議員と同じような内容であれば、「先ほど分かったので、取り下げる」とか言ってもらえれば良いと思う。

○岡本委員長

そういうことで良いか。

(「はい」という声あり)

このことに関してほかにあるか。

(「なし」という声あり)

遠藤議員、何かあるか。

○遠藤議員

大丈夫である。

4 その他

○岡本委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

次回は2月17日火曜日午前10時から全員協議会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容について必ず会派で共有してもらい、3月定例会議に向けて対応するようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[12時35分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友